

その他のお手続き

認定変更

- ・要件や保育必要量の認定を変更する場合に申請するものです。



内容に不備がある場合は返却となります。
期限に間に合わない場合、変更ができませんのでご注意ください。

提出書類・期限

申請書および要件の証明書類を、変更する月の前月までにお通りの園にご提出ください。

※前月15日（土・日・祝の場合はその前の平日）保育課必着

要件の認定変更が必要となる例

【例1】求職活動→就労

求職活動の要件で入園したが、就職先が決まった場合

【例2】就労→妊娠・出産

就労の要件で通園していたが、妊娠がわかり、仕事を休む場合。

入園申込みと同じ申請書で
これらの申請ができます。

- ・認定変更
- ・住所変更
- ・世帯変更
- ・転園

下記の場合は同様の手続きが必要になります。

【世帯変更】

出生により世帯員が増えた場合：申請書および母子手帳の表紙と出産日が記載されたページのコピーをご提出ください。

離婚・再婚の場合：申請書を速やかにご提出ください。※月末までにご提出ください。（離婚の場合はひとり親調査書も）

【住所変更】

新住所を記載した申請書をご提出ください。（要件の証明書類は不要）

【転職】

保育必要量（短時間/標準時間）が変わらない場合は、新しい職場の就労証明書のみご提出ください。

※退職し、新しい仕事を探す場合は「求職活動」の要件へ変更していただく必要があります。

【期限の延長】

有期雇用や手帳の有効期限等により期限付きとなっている場合は、内容が更新された証明をご提出ください。

延長保育

- ・園の開所時間内であれば、認定された利用時間を超えて、30分単位で利用時間を延長できます。
 - ・入園申込みとは別途、お申し込みが必要です。
- ※30分ごとに月額利用料がかかります。月額利用料は保護者の市民税の所得割額によって決定します。

途中入園で入園月から延長保育を利用したい場合は、面談時に園にお申し出ください。

提出書類・期限

延長保育の申込書を、利用を開始する月の前月にお通いの園にご提出ください。（前月25日保育課必着）
※4月入園で延長保育をご希望の場合、入園準備説明会の際に確認いただき、指定された期限までに園へご提出ください。

⚠️ご注意ください

- ・「求職活動中」の要件または特別利用保育でご利用の場合、延長保育はご利用いただけません。
- ・お迎えが遅れた等により、契約いただいている利用時間を急遽超えた場合は「緊急延長」となり、その都度料金が発生しますのでご注意ください。

申込書は各園にあります。必要事項を記入し、お通いの園にご提出ください。

転園

- ・現在お通いの園から他の園へ転園を希望される場合、下記のとおりお手続きが必要です。

提出書類・期限

申請書を、利用を希望する月の前月にお通いの園にご提出ください。（前月15日保育課必着）
※15日が土・日・祝の場合は、その前の平日まで
※要件に変更がある場合は、その書類もご提出ください。

【転園のお申込みについて】

- ・転園は新規入園と一緒に審査されます。途中入園の場合は、待機中も現在お通いの園にそのままお通いいただけます。
- ・12月以降に転園した場合は、次年度の4月以降の継続児童とならないため、別途4月入園のお申込みが必要となります。
- ・「継続意向調査」（毎年秋頃に実施）で翌年4月の転園を希望された場合、4月入園申込者とともに審査となります。
- ・転園に該当するのは、松本市にある保育園、認定こども園（保育園部分）、地域型保育施設の中で、他の園に移る場合です。幼稚園や認定こども園の幼稚園部分への入園は各園で受付けていますので、園に直接お申込みください。